

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

再審査請求人（以下「請求人」という。）は、公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対して通知した、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書に記載の喪失原因の区分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだ事案である。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条において準用する同法第10条において、再審査請求が不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるときは、裁決をもってこれを却下しなければならないこととされている。雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第69条第1項においては、第9条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第10条の4第1項若しくは第2項の規定による処分不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができることとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する雇用保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、雇用保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

- 2 本件の場合、請求人は、本件審査請求において、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書に記載の喪失原因の取消しを求めているが、法第69条第1項によれば、審査請求をすることのできる対象は、前記法第9条の規定による確認等に限られるものであり、上記喪失原因自体はその対象とはなり得ないものというべきである。したがって、本件審査請求は、取消対象となるべき審判の対象を欠く不適法なものであり、その欠陥を補正することができないことは明らかであるから、本件審査請求を却下した審査官の決定は妥当である。
- 3 以上のとおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く本件審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。  
よって主文のとおり裁決する。